

家賃支援給付金申請における 相談窓口の設置について

新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするための家賃支援給付金の申請支援を行うため、行政書士による相談窓口の設置を行います。

相談窓口の設置

内 容＝家賃支援給付金等の申請に係る相談

相談員＝行政書士

場 所＝江南商工会議所 別館 2階相談室

日 時＝下記のとおり 14時～16時（事前予約制）

月	日	
9月	2日（水） 2社（1社1時間程度）	16日（水） 2社（1社1時間程度）

※上記日程は、変更になる場合がございます。